

平成 24 年 7 月 13 日

中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた 「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起

本年 5 月以降、中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不適切な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

このたび、不適切な勧誘行為を行っていたことを確認した事業者は、「大京産業株式会社」（本店：東京都杉並区）です。

（注意喚起の要旨）

- 大京産業株式会社は、中東に実在する天然ガス関連事業者の名称を用いて、その「日本代理店」であると勧誘資料に記載し、「天然ガス施設運用権」と称する商品を勧誘しています。しかし、当庁が調査した結果、同社は、当該天然ガス関連事業者とは一切関係がないことが判明しました。
- また、同社が消費者に送付した勧誘資料の記載事項について、当庁が確認したところ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が作成し、ウェブサイト上で公表している事項（文章及び図）を、無断で多数引用していることが判明しました。
- 同勧誘資料では、同社が勧誘している「天然ガス施設運用権」の具体的な中身や配当が可能になる仕組みの説明がほとんどなく、消費者にとって十分な情報が提供されているとは言えません。
- 同社からこうした勧誘資料が送付されても、決して勧誘に応じないようにしましょう。
- 同社と別の事業者を名乗る者が、当該「天然ガス施設運用権」を「代わりに申し込んでくれれば、買い取った上で手数料を払う」等と持ちかける「劇場型」の事例がみられます。このような勧誘には決して応じないようにしましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 (直通)

FAX : 03(3507)9287

中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた 「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起

1. トラブルの状況

本年5月以降、中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不適切な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料の詳細は「参考資料」を参照）

事例1

(1) ある事業者名を名乗る者（以下「A」という。）から消費者に電話があり、「大京産業株式会社（以下「大京産業」という。）から封筒が来ていないか。自分はその封筒を探している。」と言われた。消費者宅には、まだそのような封筒が届いていなかったため、「そのような封筒は知らない。」と答え、電話を切った。

(2) 消費者宅に大京産業から「明日の扉を拓く 未来のカ クリーンエネルギー天然ガス」と題されたパンフレットと書面が届いた。

パンフレットには、

- ・『技術開発』石油・天然ガス探鉱、開発で活用される技術には地下の構造をより正確に把握するための技術、探鉱作業に要する時間効率を良くするための技術、資源の回収率を向上させるための技術等、様々な技術が存在し、また、これら技術力を改良、進歩させていくことは一層の資源確保のみならず、探鉱・開発事業をより効率的に行なう為には必須な事項です。」
- ・『海外地質調査』外国政府や国営石油会社からの要請を受け、あるいは機構からの働きかけにより、機構が地質調査・物理探査などの調査の実施や既存データの入手により、対象地域の石油ポテンシャルを評価するものです。」
- ・『会社概要』※^(注1) 名称：※^(注1) 企業HP：※^(注2) 弊社※^(注1) はカタール国営の天然ガス生産企業です。」
- ・『天然ガス施設運用権のご案内』
商号 天然ガス施設運用権
募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご購入頂けます」
等と記載されていた。

パンフレットと同封された書面には

- ・「事業会社※^(注1) 日本代理店 大京産業株式会社」

等と記載されていた。

- (3) その後、再び、Aから消費者に電話があり、「パンフレットは届きましたか。私はこの債権を是非とも買い取りたいんです。この権利は、パンフレットが送られてきた人しか買えないので、あなたから大京産業に電話して、あと何口残っているか聞いてくれませんか。」と言ったので、消費者は大京産業に電話をして残り口数を確認し、その旨をAに伝えた。
- (4) 消費者はAから「代金はAにこの業務を依頼した者が払うので、申し込みをしてくれないか。」と依頼され、自ら、大京産業に電話をして、残り口数を申し込んだ。消費者は、Aに大京産業から聞いた振込先を伝えると、直ぐにAから代金を振り込んだ旨の連絡があり、その後、大京産業からは振込確認ができた連絡があった。その夜、消費者は家族にこの件を相談したことにより、大京産業が送ってきた勧誘資料や大京産業についての不自然さを理解し、翌日行政機関に相談することとした。
- (5) 翌朝、大京産業から消費者宅に電話があり、「証書を送りました。」と言われたが、電話をとった消費者の家族は、「もう、家に電話を掛けてこないで。」と言った。その後、Aから消費者に電話があり、「証書が届いたら取りに行きます。Aにこの業務を依頼した者から手数料をもらったので、それをあなたの家に届けに行きます。」と言われたので、消費者は、昨夜家族と話した不可解な点をAに突きつけると、Aは「また連絡します。」と言って電話を切った。
- (6) 消費者は警察等に相談した後、消費生活センターに相談し、消費者が大京産業と行った「天然ガス施設運用権」の契約を解除した。

事例2

- (1) ある事業者名を名乗る者（以下「B」という。）から消費者に電話があり、「そちらに大京産業からブルーの封筒は届いていないか。自分の会社には買う権利がないので、届いていたら自分に譲ってほしい。」と言われた。消費者宅には、まだそのような封筒が届いていなかったため、「届いていません。」と答え、電話を切った。
- (2) 消費者宅に大京産業から「明日の扉を拓く 未来のカ クリーンエネルギー天然ガス」と題されたパンフレットと書面が届いた。

パンフレットには

- ・『技術開発』石油・天然ガス探鉱、開発で活用される技術には地下の構造をより正確に把握するための技術、探鉱作業に要する時間効率を良くするための技術、資源の回収率を向上させるための技術等、様々な技術が存在し、また、これら技術力を改良、進歩させていくことは一層の資源確保のみならず、探鉱・開発事業をより効率的に行なう為には必須な事項です。」
- ・『海外地質調査』外国政府や国営石油会社からの要請を受け、あるいは機構からの働きかけにより、機構が地質調査・物理探査などの調査の実施や既存データの入手により、対象地域の石油ポテンシャルを評価するものです。」
- ・『会社概要』※^(注1) 名称：※^(注1) 企業HP：※^(注2) 弊社※^(注1) はカタール国営の天然ガス生産企業です。」

- ・『「天然ガス施設運用権のご案内」
商号 天然ガス施設運用権
募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご購入頂けます」
等と記載されていた。

パンフレットと同封された書面には

- ・「事業会社※^(注1) 日本代理店 大京産業株式会社」
等と記載されていた。

(3) 今後の対応が心配になった消費者は、消費生活センターに相談したところ、事業者から電話があったら毅然とした態度で断るようアドバイスを受けた。

(4) 再び、Bから電話があったので、消費者が「もう二度と電話を掛けてこないで。消費生活センターにもこの件は相談してあります。」と告げたところ、その後は、Bからの電話はない。

(注1)「※」の部分には、中東に実在する天然ガス関連事業者の名称又は通称が記載されています。

(注2)「※」の部分には、中東に実在する天然ガス関連事業者のウェブサイトのトップページのアドレスが記載されています。

(参考) 商業・法人登記による法人の概要は以下のとおり（平成24年7月上旬の登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」による）。

商号	大京産業株式会社
本店	東京都杉並区高円寺北三丁目2番3号
会社設立の年月日	平成24年3月27日
資本金の額	金1000万円
代表取締役	小又 秀貢

3. これら事例の問題点

- ◎ 大京産業は、中東に実在する天然ガス関連事業者（以下「天然ガス会社」といいます。）の名称を用いて、その「日本代理店」であると勧誘資料に記載し、「天然ガス施設運用権」と称する商品を勧誘しています。しかし、当庁が調査した結果、大京産業は、当該天然ガス会社とは当該「日本代理店」の関係も含め、一切関係がないことが判明しました。
- ◎ 大京産業が消費者に送付した勧誘資料の記載事項について、当庁が確認したところ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がウェブサイト上で公表している業務内容に関わる事項（文章及び図）を、当該天然ガス会社の業務内容であるかのように無断で多数引用していることが判明しました。
- ◎ 大京産業が消費者に送付している勧誘資料では、「天然ガス施設運用権」については、その裏付けとなるもの、配当が可能になる仕組みなど、その商品の具体的な中身

が明示されておらず、消費者にとって十分な情報が提供されているとは言えません。また、仮に、当該商品が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券であった場合、当該商品を募集する事業者には、同法に基づく登録が原則として必要になりますが、「大京産業株式会社」及び「小又秀貢」名での登録は確認されていません（平成 24 年 6 月末現在）。

4. 消費者へのアドバイス

- ◎ 前記に指摘した問題点を踏まえると、大京産業が勧誘資料を用いて、天然ガス会社の「日本代理店」として消費者に示している「天然ガス施設運用権」の内容は実態がないと強く疑われます。同社から「天然ガス施設運用権」に関する勧誘資料が送付されても、決して応じないようにしましょう。
- ◎ 同社が勧誘する「天然ガス施設運用権」は、具体的な中身や配当が可能になる仕組みの説明がほとんどなく、消費者にとって十分な情報が提供されているとはいえません。取引の対象となっているものが不明確である以上、そのようなものを契約してはいけません。
- ◎ 同社と別の事業者を名乗る者が、当該「天然ガス施設運用権」を「代わりに申し込んでくれれば、買い取った上で手数料を払う」等と持ちかける「劇場型」の事例がみられます。このような勧誘には決して応じないようにしましょう。
- ◎ 不審に思った場合や、断ってもしつこく勧誘される場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
電話 0570-064-370
 - 警察（警察相談専用電話）
電話 #9110
- ◎ 最近、日本国内においては、天然ガスに限らず、石油・シェールオイルの試掘、レアアース鉱床の発見等の動きがありますが、今後、これらの資源の採取等に係る中身の不明確な「権利」等に関する勧誘が行われる可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合には、十分ご注意の上、慎重に対応してください。
- ◎ 本件に限らず、消費者が一度、悪質な事業者の勧誘による被害を受けると、その後も「別の事業者」を名乗る者から、別の投資話等の勧誘（過去の被害の回復を装うものを含みます）があり、これに応じてしまうことで、さらに被害を拡大させてしまう場合があります。こうした事業者の勧誘を鵜呑みにせず、家族、消費生活セ

ンター、警察等に相談し、被害を繰り返さないようにする事が大切です。

(以 上)

大京産業による勧誘資料の詳細

<「明日の扉を拓く 未来の力 クリーンエネルギー天然ガス」と題するパンフレットの記載概要（抜粋）>

「天然ガス」

一般に天然に産する化石燃料である炭化水素ガスのことを指す。

「技術開発」

石油・天然ガス探鉱、開発で活用される技術には地下の構造をより正確に把握するための技術、探鉱作業に要する時間効率を良くするための技術、資源の回収率を向上させるための技術等、様々な技術が存在し、また、これら技術力を改良、進歩させていくことは一層の資源確保のみならず、探鉱・開発事業をより効率的に行なう為には必須な事項です。

「海外地質調査」

外国政府や国営石油会社からの要請を受け、あるいは機構からの働きかけにより、機構が地質調査・物理探査などの調査の実施や既存データの入手により、対象地域の石油ポテンシャルを評価するものです。

「会社概要」

※^(注1)

名称：※^(注1)

企業HP：※^(注2)

弊社※^(注1)はカタール国営の天然ガス生産企業です。

「天然ガス施設運用権のご案内」

◇個人地域指定 1次募集◇

運用権利金 600,000円／1口

価格内訳

権利金 500,000円

管理組合費 100,000円

※ 権利金は、購入に至った月の末日より、1年を経過した月の末日を償還日と致しまして全額ご返金致します。

商号 天然ガス施設運用権

募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご購入頂けます

募集権利件数 定員 250名 1000口

契約期間 1年償還（自動延長あり）

配分金 年利 下限6%～上限8%を償還利息とする

支払方法 契約日翌々月末より指定口座にお振込（日割り計算より算出）

償還方法 償還日に指定口座にお振込

発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します

「重要事項約款」

1. 施設権者名 ※^(注1)
2. 事業所 ※^(注3)
4. 募集人員数 【個人地域指定1次募集】250名／1000口 【個人指定1次募集】250名／1000口 【個人指定2次募集】100名／1000口 【個人指定3次募集】50名／1000口 【一般法人4次募集】100社／1000口

<パンフレットと同送された書面の記載概要（抜粋）>

事業会社

※^{(注1)、(注3)}

日本代理店

大京産業株式会社

160-0022 東京都新宿区新宿5-11-20

(注1)「※」の部分には、中東に実在する天然ガス関連事業者の名称又は通称が記載されています。

(注2)「※」の部分には、中東に実在する天然ガス関連事業者のウェブサイトのトップページのアドレスが記載されています。

(注3)「※」の部分には、中東に実在する天然ガス関連事業者のウェブサイトに記載のある事業所の場所、電話番号等が記載されています。